

[事案 29-44] 損害賠償請求

・平成 30 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社が新商品の説明をしなかったこと等を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 20 年 9 月に生活習慣病入院特約を付加して契約し、平成 28 年に解約された終身医療保険について、保険会社は、平成 25 年には特約の解約申し出に対応せず、平成 28 年には解約を強要し、また本契約後に発売された新商品を説明しなかったことで、自分に損害を与えた。ついては、本契約の解約の無効と、損害賠償として生活習慣病入院特約に係る既払込保険料相当額の支払いを求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成 25 年に特約解約の申出を受けた事実は確認できない。
- (2)平成 28 年の解約は、申立人が解約手続きを行っており、申立人の意思によるものである。
- (3)新しい商品・特約が発売になったことを説明する義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。申立人の都合により、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、更新時に申立人の主張する特約解約の申出事実および保険会社による強要解約の事実は認められず、保険会社に新しい商品・特約が発売になったことを説明する義務はないと判断され、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。